三豊市監査委員告示第 2 号

平成 29 年度定例監査結果報告書(第1回)に基づき、措置を講じた旨の通知が三 豊市長からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表す る。

平成 30 年 1月 23 日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 宝城 明

三総総第710号平成30年1月23日

- 三豊市監査委員 糸 川 昇 様
- 三豊市監査委員 宝 城 明 様

三豊市長 山下 昭史

監査の結果に関する報告に基づく措置について

平成29年度定例監査結果報告書(第1回)に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方 自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関	監査の結果	措置の内容
(課名等)	(改善・検討事項)	
	・使用料の徴収時期等について	使用料の徴収時期について、三豊市
	行政財産の使用料の徴収については、	行政財産の使用料徴収条例等にそぐ
	三豊市行政財産の使用料徴収条例・三豊	わない事例があった。また、歳入科目
教育委員会	市公有財産管理規則等に基づき実施され	が未設定であったため、受入科目の新
事務局	ているところであるが、請求時期・歳入	設手続をとり、収入済であった複数年
人権教育課	科目及び複数年の納入など、条例・規則	使用料について収入金更正を行った。
	にそぐわない事例が見受けられた。	次年度より、条例及び規則に基づき
	条例・規則に基づき適正な事務処理を	年度当初に納入の通知を行う等、適正
	実施すること。	な事務処理を実施する。